○宮　内　庁

六　天皇皇后両陛下はオランダ及びベルギーを御訪問になる件　一三　一

○公正取引委員会、消費者庁

二　ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　一九　三

三　家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二一　三

○国家公安委員会

一〇　令和三年国家公安委員会告示第三十四号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）を廃止する件　七　102　六二

一一　国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年国家公安委員会告示第三十三号）の一部を改正する件　七　102　六二

一二　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　一一　特25　一

一三　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則第四条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件について　一二　一

一四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　二七　特27　一

○警　察　庁

一　国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年警察庁告示第一号）を廃止する件　七　102　六四

○金　融　庁

一六　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件　一　101　一二

一七　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　一　101　一二

一八　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　一二　一

一九　銀行法第五十五条第三項の規定により銀行持株会社に係る認可がその効力を失った件　一四　一

二〇　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件　一四　二

二一　企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件　一九　三

二二　担保付社債信託法施行令第四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件　二二　113　一三

二三　事業性融資の推進等に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社を定める件　二二　113　一三

二四　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件　二二　113　一三

二五　資金移動業者に関する内閣府令第一条の三第一項第五号イに基づき登録商標を定める件　二二　113　一三

二六　資金移動業者に関する内閣府令第二十一条の十三第七号イの規定に基づき金融庁長官の指定する債券を定める件　二二　113　一三

二七　資金移動業者に関する内閣府令第三十一条第六号ロ及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十二条第十項第四号の規定に基づき特定信託受益権に係る信託財産の一部の運用に当たっての債券の基準を定める件　二二　113　一四

二八　損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件　二九　119　四四

○金融庁、財務省、経済産業省

一　株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件　二二　113　四〇

○金融庁、厚生労働省

一　労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件等の一部を改正する件　二二　113　四一

○金融庁、農林水産省

一　農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する件　二二　113　四三

○総　務　省

一九一　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件　一　101　一二

一九二　社会生活基本調査規則に基づく、調査票の様式を定める件　一　101　一二

一九三　電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第五項の規定に基づき告示する件　一三　106　一二